

表8-1-4 水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 COD (mg/ℓ)	160 (日間平均120)
浮遊物質 SS (mg/ℓ)	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/ℓ)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/ℓ)	30
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	5
銅含有量 (mg/ℓ)	3
亜鉛含有量 (mg/ℓ)	2
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	10
溶解性マンガン含有量 (mg/ℓ)	10
クロム含有量 (mg/ℓ)	2
大腸菌群数 (1cm <sup>3</sup> につき個)	日間平均3,000
窒素含有量 (mg/ℓ)	120 (日間平均60)
磷含有量 (mg/ℓ)	16 (日間平均8)

表8-1-5 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質項目)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1ℓにつきカドミウム0.1mg
シアン化合物	1ℓにつきシアン1mg
有機磷化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1ℓにつき1mg
鉛及びその化合物	1ℓにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1ℓにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1ℓにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1ℓにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1ℓにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.3mg
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.1mg
ジクロロメタン	1ℓにつき0.2mg
四塩化炭素	1ℓにつき0.02mg
1・2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.04mg
1・1-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.2mg
シス-1・2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.4mg
1・1・1-トリクロロエタン	1ℓにつき3mg
1・1・2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.06mg
1・3-ジクロロプロペン	1ℓにつき0.02mg
チウラム	1ℓにつき0.06mg
シマジン	1ℓにつき0.03mg
チオベンカルブ	1ℓにつき0.2mg
ベンゼン	1ℓにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1ℓにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1ℓにつきほう素10mg 海域に排出されるもの1ℓにつきほう素230mg
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1ℓにつきふつ素8mg 海域に排出されるもの1ℓにつきふつ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg